

令和4年

全員協議会記録

令和4年5月24日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和4年5月24日（火曜日）
午前10時40分 開会 午後 0時04分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	齊 藤 克 己 議員	副議長	安 保 友 博 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	齊 藤 誠 議員
7 番	伊 藤 妙 子 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
9 番	待 鳥 美 光 議員	10番	金 井 伸 夫 議員
11番	赤 松 祐 造 議員	12番	小 嶋 智 子 議員
13番	松 永 靖 恵 議員	14番	萩 原 圭 一 議員
16番	富 澤 勝 広 議員		

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	伊 藤 英 雄
市民環境部長	喜 古 隆 広	建 設 部 長	漆 原 博 之
建設部審議監 兼 次長 兼 公共交通政策室長			加 山 卓 司
企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	企画部次長兼 政策課長	渡 辺 正 成
市民環境部 次 長 兼 産業支援課長	平 川 京 子	総務人権課長	渡 部 剛
政策課主幹	中 川 大	産業支援課長 補 佐	大 里 裕美子
政策課副主幹	大 屋 ゆり奈	政策課副主幹	山 本 享 兵
公共交通政策 室 長 補 佐	田 中 孝 幸		

◇事務局職員

議会事務局長 松戸克彦

議事課長 遠藤秀和

議事課長補佐 中村智子

議事課副主幹 本間修

◇本日の会議に付した案件

組織の見直しについて

和光市勤労福祉センターの在り方の方針について

自動運転車専用車線整備概要と予定スケジュールについて

午前10時40分 開会

○齊藤克己議長 ただいまから全員協議会を開催いたします。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 皆様、改めまして、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、市政運営に関しまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜りましてありがとうございます。また、大変御多用の中、全員協議会を開催いただきまして、ありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

本日は、企画部より組織の見直しについて、市民環境部より和光市勤労福祉センターの在り方の方針について、建設部より自動運転車専用車線整備概要と予定スケジュールについて御説明を申し上げます。

まず初めに、組織の見直しにつきましては、複雑多様化し、増大する行政需要に的確に対応できるよう、より効率的かつ効果的に事務を処理することのできる行政組織を構築するために、組織体制の見直しを行うものです。

今回の見直しにつきましては、併せて和光市不祥事の再発防止に係る対応方針に基づく分掌事務の見直しも行うもので、本日はその概要について御説明いたします。

続きまして、和光市勤労福祉センターの在り方の方針についてです。

令和4年2月に設置した和光市勤労福祉センター在り方検討委員会における全4回の検討を経て、5月9日付で市長へ、和光市勤労福祉センター在り方検討委員会報告書が提出されました。この報告書の趣旨を十分に踏まえ、市として和光市勤労福祉センターの在り方の方針を定め、過日、施設利用者等に対して説明会を開催するなど、在り方検討委員会報告書の内容と市の方針について御理解をいただくよう努めているところです。

本日は、和光市勤労福祉センター在り方検討委員会報告書の概要と市の方針について議員の皆様にご説明するものです。

最後に、自動運転車専用車線整備につきましては、今年度、1期区画として外環側道と和光インター線の交差部から新倉北地域センター間の信号がない区間について、順次整備を進めるものです。

なお、職員の事務ミスによりまして、このたび国民健康保険返還金の延滞金が発生してしまいました。改めておわび申し上げます。今後こういったミスがないように努めてまいりたいと考えております。

それでは、それぞれの詳細につきまして担当部署のほうから順次説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○齊藤克己議長 ここで、市長は公務のため退席いたします。

〔柴崎市長退席〕

本日の案件は、組織の見直しについて、和光市勤労福祉センターの在り方の方針について、

自動運転車専用車線整備概要と予定スケジュールについての3点でございます。

初めに、組織の見直しについて説明をお願いいたします。

中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 それでは、組織の見直しについて御説明をさせていただきます。

資料表面のほうを御覧ください。

タイトルが打ってあるほうでございますが、このたびの組織の見直しにつきましては、複雑多様化し、増大する行政需要に的確に対応できるよう、より効率的かつ効果的に事務を処理することのできる行政組織を構築するための見直しに合わせまして、令和3年12月に策定した和光市・不祥事の再発防止にかかる対応方針に基づき、全庁的な分掌事務の見直しも行うものであります。

主な改正点といたしましては、まず、福祉分野の権限の分散化を実現させるため、保健福祉部を福祉部及び健康部の2部に分割し、所属する課を再編成いたします。また、不祥事再発防止に向けたコンプライアンス体制の強化のため、コンプライアンスに関する課所といたしまして、文書コンプライアンス課を新設いたします。その他組織における課題解決を図るための改正を予定しております。

このことに伴いまして、和光市部設置条例の一部を改正する条例を6月議会に上程いたします。議員の皆様へ御審議をいただき、お認めをいただいた暁には、必要となる例規の改正を進め、令和4年10月1日からの施行を予定しております。

見直しの概要につきましては、引き続き、政策課長のほうから御説明を申し上げます。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 それでは、組織の見直しの概要について御説明させていただきます。

資料の裏面を御覧ください。

左側が現行の組織、右側が改正後の組織の案となっております。部名、課名または分掌事務の変更がある部局課所について記載をさせていただいております。

それでは、改正部分につきまして上から順番に御説明いたします。

企画部は、秘書広聴課、企画人権課、財政課、デジタルプロモーション課の4課体制となります。秘書広聴課は、主に秘書機能の強化を図るため、現行の秘書広報課の事務のうち秘書と広聴に関する事務に特化した課としております。企画人権課は、現行の政策課の企画調整の事務と総務部総務人権課の人権国際交流等の事務を分掌します。デジタルプロモーション課は、シティプロモーションに関する事務のほか、現行の総務部情報推進課の情報システムに関する事務、政策課のデジタル推進に関する事務、秘書広報課の広報に関する事務を分掌します。

続きまして、総務部につきましては、総務部で新設される課は、総務資産課と文書コンプライアンス課とします。総務資産課は、市庁舎の狭隘化対策を推進するため、現行の総務人権課の管財に関する事務と企画部資産戦略課が所管する事務を統合して分掌します。文書コンプライアンス課では、コンプライアンスに関するもののほか、現行の企画部政策課の法務に関する

事務、財政課の契約検査に関する事務、情報推進課の文書に関する事務を分掌し、不祥事の再発防止に向けたコンプライアンス体制を強化してまいります。

現行の保健福祉部につきましては、福祉部及び健康部の2分に分割いたします。福祉部は、現行の地域包括ケア課、社会援護課の事務を再編いたしまして、地域共生推進課、生活支援課、障害福祉課の3課体制といたします。健康部につきましては、現行の長寿あんしん課、健康保険医療課の事務を再編成し、長寿あんしん課、保険年金課、健康医療課の3課体制とします。

次に、現行の子どもあんしん部につきましては、名称を子ども家庭部と改めて、子育て支援課、給付児童課、保育課の3課体制とします。子育て支援課では、現行のネウボラ課の母子保健に関する事務と保育施設課の子ども・子育て支援計画に関する事務を分掌します。給付児童課は、現行のネウボラ課の手当、医療に関する事務、保育施設課の学童児童センターに関する事務、保健福祉部の地域包括ケア課の児童課題に関する事務を分掌します。また、保育課は、現行の保育サポート課の分掌事務と保育施設課の施設整備の事務を分掌し、保育に関する事務を一元的に図ります。

現行の建設部につきましては、名称を都市整備部と改めます。分掌事務の変更はございませんが、部名の変更に伴いまして都市整備課をまちづくり推進課へ改めます。また、公共交通政策室につきましては、室から課へと改め、公共交通政策課といたします。

現行の駅北口土地区画整理事業事務所と駅北口地区高度利用化推進室につきましては、2つを統合いたしまして駅北口まちづくり事務所とします。

この組織見直しに伴いまして、和光市部設置条例の一部を改正する条例の6月議会の上程を予定しております。当該議案を可決いただきましたら、必要となる例規の改正を行いついて、令和4年10月1日から施行することを予定しております。

○齊藤克己議長 ありがとうございます。以上で説明が終了いたしました。

なお、申し遅れましたが、今回の案件は3つでございますので、効率的な全員協議会を進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

安保議員。

○安保友博議員 今回、保健福祉部が福祉部と健康部に分かれるということですが、これは部長職が1つ増えるということでしょうか。それからまた、職員数も増えるということでしょうか、お願いします。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 部長職について増えるという理解となります。また、職員数につきましては、現状の職員数の中での対応が原則になると思います。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 これまでのあれ見ていると、部長職が1つ増えるというものの、実際は兼任になることも想定されるのかなと思うんですけども、そこももう、その辺もそういうことで

はなくて人もちゃんと配置することも準備としてはされているのでしょうか。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 職員人事につきましては、それぞれと調整が必要になりますが、今回の組織改正の内容につきましては、それぞれ事前に共有しております。こういった中ではございますが、人員につきましては基本的に現行の人員の中で対応すると想定されるものと考えております。

○齊藤克己議長 大島副市長。

○大島副市長 担当課長からお答えしづらいと思いますので、私のほうから少し補足をさせていただきますが、基本的にはさきの不祥事を踏まえまして、1人の人間に権限が集中しない、集中させないということを目的としておりますので、ここで明確に誰を、どこに充てる云々は言えませんが、基本的には部長職を1人増やして、1人の人に権限が集中しないという目的を果たしていきたい、そのように考えております。

○齊藤克己議長 中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 あと、職員数のところについては、今後9月議会のほうで定数の見直しも今、予定しておりますので、10月1日付にはちょっと難しいかもしれないのですが、先を見越した定数の改正も視野に入れているという状況でございます。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 あともう1点、子どもあんしん部のネウボラ課が子育て支援課という形で名前が変わるということで、これまでネウボラという用語を殊さら使ってきて、全国的にもそこで有名になってという話もあったと思うんですけども、それを今回もうなくすということによろしいのでしょうか。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 これまでネウボラ課につきましては、一部、市民の皆様からも理解しづらい名称であるといったような御意見もあったのも事実です。課名といたしましては、より分かりやすくするため子育て支援課としておりますが、子供関連の課であることを明確にする内容のものであります。

今後、ネウボラ事業につきましては、事業を引き続き推進していく観点から、担当名にネウボラを称する名前を残したいと、このように考えております。引き続き、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行っていくことは、考え方としては変わりはありません。

○齊藤克己議長 富澤啓二議員。

○富澤啓二議員 今の関連ですけれども、子どもあんしん部から子ども家庭部に名称を変えました。これは厚生労働省が妊婦や子育て世帯などからの相談を一体的に受け付ける、こども家庭センターの設置について市区町村に努力義務を3月15日あたりに流しておりますけれども、それに準拠してやると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 議員おっしゃるとおり、国におきまして、こども家庭庁の創設が予定されていると認識しております。和光市としましては、子供を取り巻く環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、また、子供を誰一人残さず成長を社会で支えるという考え方に賛同いたしまして、こちらの名称に変えるものになります。また、子供施策の理念には、家庭が基盤となるといったような考え方があると思います。こちらのほうの考え方にも賛同しまして、子ども家庭部という形の改正を行うものです。

○齊藤克己議長 内山議員。

○内山恵子議員 現行のところから改正後で、組織の名称が変わっているところがありますが、右側の欄が空欄になっているところは事務分掌に特に変更はないという認識でよろしいでしょうか。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 基本的にはそのような考え方となります。

○齊藤克己議長 内山議員。

○内山恵子議員 この改正が認められた場合というのは、かなり窓口を利用する市民に対してのサービスが大きく変更されて、たらい回し状態ということが予想されるんですが、その辺りの周知というのはどのようにやっていく予定ですか。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 議員がおっしゃるとおり、窓口が変わることで市民の皆様の戸惑いも想定されます。こちらの議案が議決いただきましたら、施行を予定しております10月1日までの期間に十分な周知、説明を行っていきたいと考えております。これまでも広報の掲載ですとかホームページへの掲載も行ってきましたが、皆様への丁寧な周知に努めていきたいと考えております。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 先ほどからも出ていますが、この現行と改正後のこの名称変更というところで、子ども家庭部は先ほどのこども家庭庁ができたからという話なんですけれども、この建設部だったり福祉部、健康部というのは、他の自治体を参考にしているのか和光市独自で議論の中でこういう名称のほうがいいと決まったのか、経緯を教えてくださいと思います。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 基本的には現行の内容から改正する部分につきましては、この考え方ですとか目的に応じまして内部で検討しております。しかしながら、他の自治体の組織体制につきましても参考にさせていただきまして、大きくずれがないようなものに努めております。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 最後に、もう1点お聞きしたいんですけれども、現在1階のスペース的な問題は、この案が通ったら、その後に決まるのか。それとも配置は変わらないのか、もしも分かっていたら教えてくださいと思います。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 各セクションの配置につきましては、総務部の所管となりますが、総務部とも情報を共有しております。ある程度、こういった課が、ここに行くといったようなイメージをつくっております上で、議案をお認めいただきましたら、詳細な詰めを行っていきたいと考えております。

○齊藤克己議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 必要であれば、こういう部署を変えたりするというのはいいと思うんですけども、今回見ると、半分ぐらい変わっているわけですね。あまり一度に変え過ぎると、職員の方としてもちょっと混乱が生じるんじゃないかと思うんですね。何かミスが起こったり、そういうことに何かつながったりするんじゃないかというおそれがあるんですけども、やはり一度にあまり大きく変え過ぎるんじゃなくて、少しずつ段階的に変えていくとか、そういうのもいいんじゃないかと思うんですけども、職員にとって何か混乱したりミスが起こったり、そういうことのおそれはないのか、その辺伺いたいと思います。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 おっしゃるとおり、混乱といったところも想定されるものと認識しております。今回、元職員による不祥事を受けまして、この再発防止に努めることが喫緊の課題であると認識しております。今回、組織の見直しにつきましては、不正行為や事務上のミスが抑制できるように権限の分散ですとかチェック機能を強化することを念頭に置いて進めてまいりました。

今後、組織の見直しが行われる際には、十分な準備期間を設けまして、実施までに職員の混乱がないように進めていきたいと考えております。

○齊藤克己議長 大島副市長。

○大島副市長 少し補足をさせていただきます。

基本的には、今、政策課長が申し上げたとおりなんですけど、これ全部政策部門でやっているのではなくて、関係部署にも全部聞き取りをして、現行の事務手続でちょっとこうやって改正したら効率的によくなるんだろうなというものも含めて、こういう組織改正をやっております。目的は、先ほど言った不祥事の防止ですとかデジタルトランスフォーメーションの時代の中で、そういう政策を推進していくという時代のニーズを踏まえた、それを中心に、さらに各課から聞き取りをいたしまして、事務効率を上げるためにということを既にやっておりますので、最初は、どうしても多少の混乱はあるかと思いますが、そういう現場の声も聞き入れた改正でございますので、うまくソフトランディングできるように周知徹底をしてまいりたいと考えております。

○齊藤克己議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 それじゃ、ちゃんと各課と意思疎通を図りながら、こういう組織の改正を図っていくという、ちゃんと意思疎通しているということによろしいんでしょうか。

○齊藤克己議長 大島副市長。

○大島副市長 はい、そのとおりでございます。

○齊藤克己議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 あと、やはり組織なので、ある程度その帰属意識というのが必要だと思うんですね。あんまり一気に大きく変え過ぎると、例えば、自分の卒業した小学校の名前が変わったりとか統合したりすると、ちょっと気持ちとして複雑じゃないですか。それと同じような感じで、部署の名前が変わったりとか統合したりというのが一気にやり過ぎると、帰属意識という面でちょっとモチベーションにも影響するかもしれないし、やはりそれは複雑な思いというのはあると思うんですよ。その一つの課で長く頑張ってきたということとか、そういうことがあったりした場合に、その部署がなくなったりするということになると、職員としては何か複雑な気持ちにはなると思うんですね。その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 確かに議員おっしゃるとおり、組織に対する思い入れといったものは少なからずあるものと認識しております。改正に関わりましては、組織自体を上位目的、健康に関することとか福祉に関すること、そういったものを明確にすることによって、その事務の達成に向けた意識も併せて醸成していきたいと考えております。

また、今回の改正に関しましては、先ほど副市長からありましたけれども、各セクション、部局からの意見も聴取した上で、名称につきましても議論を重ねまして定めたものとなっております。考え方自体は変わらずに、名称のみを変えるようなイメージとお持ちいただければと思います。

○齊藤克己議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 確認したいんですけれども、段階的に変えていくということじゃなくて、こういうふうに一気に変えていきたいということなんですか。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 先ほどの答弁と重なってしましますが、大きな目的といたしまして事務の効率化、現在組織上の構造としての課題の解消と不祥事の再発防止といった観点で今回の改正を一度に行うような形で進めているものとなります。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 保健福祉部を3つに分けるのには大いに賛成ですけれども、個々のセクションのネーミングというのに、もう少し配慮が必要かなと思います。例えば、先ほどの子ども家庭部は国が動いているから、これは多少つながるかもわかりませんが、健康部といったら、健康のことは教育委員会にもスポーツ青少年課とかがあるわけですから、その辺との兼ね合いだとか、あと部において都市整備部というのは都市を整備するというので都市と整備がつながっているものでよく分かるんですけれども、健康部って何かな、部だけ見るとですね。

あと、2行目のそれぞれの課の中でも、給付児童課、これも何も説明がなければ、給付児童

って何かなくて、漢字だけ見た場合ですね。ちょっと何か引っかかってきます。

あともう一つは、以前議会でも話しましたけれども、和光市は道路安全課となっていますけれども、朝霞市は道路安全推進課と推進をつけているんですよね。この上に都市整備のまちづくり推進課、これは非常によく分かると思うんですけれども、そういう2行目の課の名前も、もう一度考える必要があるんじゃないでしょうか。

一つの例として、地域包括ケア課、これはやっと市民が地域包括ケア、また、地域包括ケアセンター北口エリアだとか、包括ケアという言葉をやっと分かったというのが、それが一気になくなって、地域共生推進課、意味は分かります。こういう仕事をやったほうがいいとは思いますが、そうすると、その下につながる北エリアだとか、包括ケアセンターだとか、そういうのも包括ケアを抜いて、地域共生センターというのに変わるのかどうか。要するに、市民が直接当たるところですね、その辺までも連携が必要だと思います。

また、社会援護課、これは生活保護の人たちが、もう社会援護というので相当長くやってきていますから、これが今度はどこに行くのか、生活支援になるのか障害福祉になるのか、そういうことで、これは変わる前に各職場のネーミングをもう一度考えてもらうのもありますけれども、各職場の分掌というか、職員が分かるのは当たりまえですけれども、もっと市民が分かるように、この生活支援課では何をするというのを、もっと明確なものをつくっておく必要があると思います。

それともう一つは、市民が窓口に来た場合の案内板ですね。これも和光市の場合、非常に分かりづらいんです。案内板にもちゃんと明記してあげないと、高齢者だとか初めて市に来た人には本当に混乱が起きると思うんですね。そういう面で、そういう職場の分掌の明確化、また、ネーミングをもう一度見直し、それと案内板の設置の明確化、そういうことについて考えているんじゃないでしょうか。

○齊藤克己議長 赤松議員に申し上げます。

議員の名称に関する考えというのは、個々人違うと思いますので、それは……

○赤松祐造議員 いや、ちょっと考え方だけ聞くから。

○齊藤克己議長 考え方ということでよろしいですよ。

赤松議員。

○赤松祐造議員 いいです。

○齊藤克己議長 それでは、答弁をお願いいたします。

渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 御意見ありがとうございます。

今回の各部の名称につきましては、おっしゃるとおり、市民の方がなるべく混乱せず、分かりやすいような名称にすることに努めております。各部局のほうとも協議を行いまして、分かりやすく、その部が何を所掌しているかということを確認するようなことを念頭に置きまして進めてきております。

部の名称につきましては、部設置条例における設置になりますので、健康部、福祉部、都市整備部といった、このような形で議案としては上程をさせていただくこととなります。各課所等につきましても、この現在の考えている内容で上程をさせていただくこととなりますが、案内板については、また変更も行いますし、先ほども言ったとおり、広報、ホームページ等で部署の名称についても周知に努めてまいりたいと考えております。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 とにかく、市民が初めて市役所に来たときに、すぐ自分の課題、仕事しに来たときに、行き先がはっきり分かるような案内板または分かるような組織の公開というか周知をお願いしたいと思います。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 今回の部の改変、それから、課の新設等、あるいは分散してということでは、例えば、福祉部で社会援護課の中に保護と障害が一緒になっていたのが、今度は独立して障害がつくられるということは評価したいと思うんですね。それで、それぞれ課ができたり、あるいは変わっていくことに関連して、システムの面ではシステム改修とか、そういった関連はどの程度起きてくるのか。それに関わって、今回の組織改正に伴う予算はどんな影響を受けるのか伺います。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 おっしゃるとおり、組織改正に伴いまして、場所の変更ですとかシステムの変更ということも想定されます。これにつきましては、議決を頂戴いたしましてから、9月議会に必要な補正予算を講じるといったようなところで、その部等々と調整を行っているところです。そういった中で示させていただきたいと考えております。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 組織の見直しについてという命題が載っていて、裏面は検討結果が載っているんでしょうけれども、そもそも論として、この見直しが、ここには予算等が集中する福祉分野の権限を分散化する等の全庁的な分掌事務の見直しって書いてありますけれども、これはどういうところで行われたか。検討委員会とか、そういう全庁的な組織を立ち上げて、これができてきたのか。なおかつ分科会等もあってできたのか。いつ頃から着手して、どのぐらいの日数をかけてこれができているのか。意見聴取したというお話がありますけれども、文書だけのやり取りで意見聴取して、政策課がまとめてこういうものが出来たのか。その辺の経過を知りたいんですけども。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 こちらにつきましては、まず、昨年12月に不祥事に関する第三者委員会からの報告書を受けまして、その中に組織の見直しに関する事項がございました。そういったところから議論を始めておりまして、全庁的な対応ということで、2月17日の政策会議におきまして組織に、課題に関する意見聴取を行う旨を発出しております。さらに、2月末にはその意見

を取りまとめまして、企画部内で内容を取りまとめた上で、市長、副市長のヒアリング等も行っております。そういったものを3月の中旬に行いまして、そのフィードバックを含めて3月の下旬から、各部局に関するヒアリングを実施しております。このヒアリングを受けた上で、内容のブラッシュアップを進めてまいりまして、その後4月の中旬に再度、市長、副市長の協議を経まして組織の見直しの骨格をつくっております。その後、各関連する部局を聴取いたしました組織の見直しに関する打合せを4月中旬に行いまして、そして、最終的に取りまとめたものを4月21日の政策会議に、部設置条例の6月議会の上程を付議させていただいているような結果となっております。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 そもそも意見聴取する段階で、政策会議に諮って文書のやり取りだけで、組織検討委員会みたいなのを立ち上げないで、その中で議論はなかったということですよ。なぜそういう形にしなかったんでしょう。従来、そういうふうに行っているのではないですかね。政策課でつくったものを、それについて意見を聞く。それだと、ほとんど議論がないですよ。つくる段階でやはりやるべきだったんじゃないかなって私は思うんですけども、その辺はどうだったんでしょう。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 私の説明が不十分で申し訳ございませんでした。

一番最初に行ったこととしましては、各部局における組織上の課題の照会を2月に行っております。その課題を含めました上で、まず組織の素案をつくりまして、それをブラッシュアップしていくようなやり方を続けております。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 課題を出してもらっては分かるんですけども、そういう簡易形式の中で、率直な意見を出し合って、いいものをつくり上げていったほうがよかったのではないかなって思うんですけども、従来そういうやり方をしていないですか。従来もこういうやり方なんですかね。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 これまでも組織の見直しに関しましては、様々な手法があったと思うんですけども、今回に関しましては10月の機構改革を見越しまして、準備期間を含めると、このタイミングで行うことが望ましいと考えました。こういった中で、各部局の意見を聴取しながら組織案を練り上げてきた、こういうような経緯を取っておりますので、御理解いただければと思います。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 しつこいようなんですけれども、この改正というのは、職員の不祥事云々とあって、それに関連して大幅に見直そうということだから、職員の中にもいろいろな意見があったのではないかなと思いますけれども、それでこの大幅な改革があるわけでしょう、組織改正が。

だったら、もっと意見を聞いてよかったのではないかなとは思いますが、そういう検討結果の中で、やり取りの中でもそういう意見がなかったんですね、実際ね。そのできたものに対する意見はあったけれども、その他の意見というのはどんな意見があったんですかね。もともとのこの不祥事の再発防止に係る対応方針に基づいた組織改正の中で、各部局から意見はどういうものがあったのか。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 組織改正の目的といたしまして、不祥事の対応というところは大きいものではありますが、それ以外にも効率的な組織をつくり上げるための課題の抽出と見直しというところで行っております。2月に発出いたしました各部局への照会に関しましては、全体で40項目ぐらいの意見をいただいております。

子どもあんしん部におきましては、各課所における担当の整理や市民に分かりやすい名称にすること。また、こども家庭庁の創設も視野に入れるといったような御意見をいただいております。

保健福祉部におきましては、福祉と健康の視点での2分割ですとか社会援護課の業務が課で過重になっていることから、こういったものの分割といったような様々な意見が上がっている次第です。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この組織改正の中に市民環境部と教育委員会がないんですけれども、それは従来どおり、特に問題ないのでやるということによろしいですか、確認です。

○齊藤克己議長 渡辺政策課長。

○渡辺政策課長 部設置条例に係る分については、おっしゃるとおりとなります。

○齊藤克己議長 菅原議員。

○菅原満議員 1点、検討されて、ここまで来られたということなんで、ただ、生活支援課が保護、障害福祉課が障害となると、個人情報だとかいろいろな関係も今後検討していただきたいということと、子育て支援課は、母子、子ども計画で給付児童課が諸手当、支給だとか児童課題ということで行くと、子育て支援課は子育て政策課で、給付児童課は児童支援課というイメージもするんで、給付ってストレートに分かりやすいんだけど、その辺の来られる方の情報だとか、そういった点も含めて、なお上程されるまでに検討いただければと。それはあくまで要望ですので、お答えは結構です。

○齊藤克己議長 要望ですね。

金井議員。

○金井伸夫議員 1点だけ、名称でちょっと確認なんですけれども、健康部の保険年金課ってありますけれども、これが国民健康保険を所管するのではないかと思うのですが、名前が保険年金課というのはちょっと。医療だから、医療という名前を頭につけたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

〔「医療は違うでしょう」という声あり〕

○齊藤克己議長 御意見として承ります。

名称については、個々人お考えが違うでしょうから、よろしいですね。

〔「はい」という声あり〕

この件については、以上で質疑を終結いたします。

休憩します。（午前11時20分 休憩）

再開します。（午前11時22分 再開）

次に、和光市勤労福祉センターの在り方の方針について説明をお願いいたします。

喜古市民環境部長。

○喜古市民環境部長 それでは、和光市勤労福祉センターの在り方の方針について概略を御説明いたします。

平成4年11月に開設した和光市勤労福祉センターにつきましては、厳しい財政運営を背景に、令和3年10月の市役所事業総点検対応方針に基づき、令和3年12月に上程しました指定管理者制度を廃止して市の直営とし、設備の一部廃止などを行おうとした和光市勤労福祉センターの条例の一部改正議案が見送られ、現在、9月30日までの期間として指定管理者により運営をしているところでございます。

12月定例会でいただいた利用者や御尽力をいただいた組合関係者などの御意見を聞き、丁寧に説明すべきとの御指摘を重く受け止め、令和4年2月に和光市勤労福祉センター在り方検討委員会を設置し、全4回の会議を経て、令和4年5月9日に和光市勤労福祉センター在り方検討委員会報告書が市長へ提出されました。

報告書では、施設の利用状況、運営や修繕状況を鑑み、施設の存続のためには設置目的を逸脱しない範囲で運営費の圧縮はやむを得ない。3年程度を目途に運営方式を含めた事業内容の見直しが必要であり、施設利用者の意見は可能な限り考慮されるべきなどと記されました。

市は、この報告書を十分に踏まえ、令和4年10月以降の和光市勤労福祉センターの在り方の方針について、指定管理者による運営から市直営への変更、設備の一部廃止などを決定し、過日報告書の概要と市の方針について施設利用者へ説明を行ったところでございます。

詳細につきましては、産業支援課長から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○齊藤克己議長 平川産業支援課長。

○平川産業支援課長 それでは、和光市勤労福祉センターの在り方の方針について御説明いたします。

横のパワーポイントの資料、1ページ目を御覧ください。

和光市勤労福祉センターの在り方の方針を定めるに至った経緯といたしまして、左上のとおり、和光市勤労福祉センター在り方検討委員会を令和4年2月に設置し、松ノ木島土地地区画整理組合関係者や公募による利用者を含めた7名で全4回会議を開催し、検討いただきました。

また、右下のとおり、アクシス利用者アンケートを約1か月間実施し、143人の方から様々な御意見をいただき、利用者アンケートの結果も検討の参考として御提示いたしました。

左側を御覧ください。

検討委員会では、設置背景を説明し、利用実績として平成28年度から令和2年度までをお示しいたしました。表中の赤枠は平成28年度と令和2年度の利用者数を囲んでおります。平成28年度のアスレチックルームはコロナ前で平均2万5,000人、アリーナではおおむね9,000人、令和2年度はコロナの影響でそれぞれ減少していますが、この5年間、全般的に利用者数が少なく、開館日数で割ると1日当たり100人を超えない状況となっております。

下段を御覧ください。

アスレチックルームの大きさやトレーニングマシン台数が大体同じぐらいの総合体育館と比較いたしますと、コロナ前の1日当たりの利用者数は、総合体育館の約半分程度にとどまっております。そのほか、会議室や和室の利用頻度もかなり低い状況となっております。

このように施設全体として利用者が少ないことに対し、施設の情報発信、周知と利用者層の新規開拓、また、立地場所において車以外でのアクセスが困難ということに対して、あらゆる年齢層に配慮したアクセス方法、時代に見合った交通手段の導入の検討が課題とされました。

2ページを御覧ください。

運営状況について、御承知のとおり、市民サービスの向上と経費節減を目的として指定管理者制度を導入し、施設の使用料は利用料金制にして指定管理者の収入としていますが、表の下段、赤枠のとおり、平成29年度以降、収入差額はマイナスが続いております。

歳入では、指定管理料が4,100万円台、利用者収入が平均で1,300万円台、自主事業収入がおおむね500万円程度で推移しております。歳出では、管理運営業務費のうち、人件費が50%を占めているなど、市が期待する民間ノウハウを生かしてサービスを向上し、かつ市の財政投入の抑制効果を図る指定管理者制度の目的が十分に生かされていない状況となっております。

また、右側の設備におきまして、平成28年度から修繕費が100万円以上かかっており、5か年の合計では1,500万円を超え、その約40%が浴室、サウナ等の修繕となっております。設置から30年を迎えるため、設備の老朽化による故障や破損が発生しており、今後も修繕や設備更新など、膨大な費用が見込まれます。こうしたマイナス運営や老朽化に伴う修繕費の増加に対しまして、設備更新等による修繕費を抑制した運営や施設目的を損なわず経費を抑制する運営の工夫が課題とされました。

3ページを御覧ください。

これらのことから、委員会の報告書では、施設が存続する限りは適切に維持管理をして設置目的を果たしていく。センターを存続するためのアスレチックジム、浴室等の廃止、開館時間の短縮などの事業内容の縮小、運営費の圧縮はやむを得ない。縮小する場合は、利用状況やニーズを把握して3年程度をめどに見直しを行う必要があるとの結論となり、御覧のとおり、考慮すべきことも御意見いただいたところでございます。

こうした報告書を踏まえ、市としての在り方の方針については改めてセンターの役割と機能を確認し、センターの役割と可能な限り期待される機能を付加し、利用者や勤労者等の意見を聴取しながら、魅力ある施設及び事業の実現に取り組んでいくことといたしました。

そのため、民間活力の活用方法等を含めた効率的、効果的な運営を再検討し、おおむね3年をめどに見直しを行うこととし、検討期間は運営内容を縮小して経費の抑制を図ることといたしました。

予定しております運営内容の変更は、右側の表のとおり、指定管理者から市の直営にすること。開館時間は夜10時までを9時までにする。休館日は第4月曜日から毎週月曜日に、設備ではアスレチックルームと浴室、サウナ、シャワーの廃止を、令和4年10月から変更したいと考えており、その内容の条例一部改正議案を6月定例会に上程する準備を進めているところでございます。

また、今後のスケジュールを記載しておりますが、詳細は今後検討していく予定でございます。今まだ決まっておりません。

○齊藤克己議長 それでは、以上で説明が終了いたしました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

安保議員。

○安保友博議員 内容についてではないんですけども、これまでの議会での議論の中で、今回、勤労福祉センターの指定管理について議案が否決されたみたいな形になったりするものがあったりした中で、こういう状況というのは、今に始まったことではないということで、十分実務に当たっている皆様からすれば、そういうのは周知の事実というか、あると思うので、そういうところをもう少し早い段階から議会のほうにも情報共有していただければ、また違う道もあったのかなということをおもうわけなので、また、その点だけ改めて指摘をさせていただきたいなと思いましたので、発言をさせていただきました。意見です。

○齊藤克己議長 意見ですね。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結いたします。

休憩します。（午前11時34分 休憩）

再開します。（午前11時35分 再開）

続いて、自動運転車専用車線整備概要と予定スケジュールについて説明をお願いいたします。

加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 それでは、4月28日に議長報告をさせていただきました資料に基づいて、一部数字等の修正等は行った部分はございますけれども、このたび配付しました資料により、自動運転車専用車線整備の1期区間における整備概要と予定スケジュールについて御説明させていただきます。

まずは、整備概要と工区の設定についてです。

1期区間は、外環側道の和光インター線交差点から新倉北地域センターの約800mの区間となります。工事の内容につきましては、既存の車道と緑地空間を活用し、車線を増設する内容となります。撤去は、移設に関する撤去工事と車道整備を3つの工区に分けて順次整備を進める工程となっております。

なお、照明の配線が各工区にまたがることなどから、電気工事など、一部抜き出して別発注することも現在検討しております。

図面の下側に工事スケジュールを示しておりますけれども、各工事とも一般競争入札を経て、契約、着工を予定しております。契約締結後、周辺住民に対する事前のお知らせ、周知期間を含めた準備期間を経て工事に入る予定としております。

次に、2ページ目に進みます。

1期区間の整備方針案について御説明いたします。

右の図のイメージを御覧になりながらお聞きいただければと思います。

1つ目は、走行空間に関しましては、既存の道路幅を生かして専用の車線を増設する考えでございます。具体的には既存の5.5mの車道幅を約1.5mの拡幅を行い、7mにいたします。

2つ目は、歩行空間に関しましては、現況を基本とし、4m以上の確保に努めます。右図にありますように、歩行者と自転車通行区間をカラー舗装等で視覚的に分ける予定としております。

3つ目につきましては、緑地帯はできるだけ残し、倒木のおそれがあります高木は伐採いたします。高木につきましては、令和元年度の台風による倒木のほか、昨年度末には柿ノ木坂湧水公園近くの高木が傾き、伐採をしています。全体的に樹勢が弱くなっていることから、安全面の観点から伐採をし、中低木に更新を行います。

4つ目、防音壁等の環境対策施設は移設するなどの既存の機能を確保することで考えております。

以上を方針案として整備を行いたいと思います。

次の3ページにいきます。

3ページから7ページまでは平面図案となります。柿ノ木坂湧水公園入り口付近から北方向にどんどんページを進むごとに進むようになっております。

こちらの図面の右のドット部分が緑地として確保できる部分となっております。また、今回の工事区間について、道路照明や歩道照明の移設による配置の適正化や灯具のLEDへの変更などにより、交差点箇所の照度や明るさは既存よりも向上させる方向で検討をしております。

次に、4ページです。

こちらが柿ノ木坂通路付近から上りの部分となります。1か所、階段が住宅地側からせり出している部分については、若干3mを切るような歩行者空間が絞られてしまう箇所が1か所ございます。

次に、5ページです。

こちらは上谷津通りとの交差点、上谷津ふれあいの森付近となります。

次に、6ページ、こちらは地蔵橋を越えて赤池通りとの交差部分から上り坂に入っていく区間となります。

次に、7ページ、こちらは1期整備区間の終点となります新倉北地域センターの横の部分となります。

次に、8ページに進みたいと思います。

こちらが標準断面図となっております。場所については、図面で小さく星印がついている箇所となります。黒が現況となります。赤が予定図となっております。この場所に関しては、既存の車道約5.5m、図面においては5.7mに対して約1.5mを拡幅し、ここは青で拡幅で示しておりますけれども、青の線で示している部分が拡幅する部分で、約7mにします。図面の箇所においては約7.2mの車道幅となっております。現況の自転車歩行者道の幅員に関しては、図面の箇所における現況約4.7mを確保する形となっております。緑地に関しても幅1m以上確保できております。

一般の車両空間と自動運転車両の走行空間は、ポストコーンの設置により分離する形での設計となっております。ポストコーンの設置の有無や間隔などは、現在警察との協議により行っているところであります。変更となる可能性もございます。例えば、外環側道とほかの市道との交差部や側道に面している住宅地から側道に出る箇所など、専用車線への誤進入を防ぐために交差部の進行方向のみの設置だけとすることなども協議をしております。

あと、自転車歩行者道の幅員につきましては、この資料にもお示しておりますけれども、4m以上の箇所は自転車空間を2mとし、歩行者空間を2mプラスアルファの幅員とし、4m以下の箇所については②、③番にお示ししているとおりの考えでおります。あくまでも歩行者空間優先での配慮をしてみたいと考えております。

次の9ページについては、第2工区における標準断面図を1か所抜き出した図面となっております。

最後に、10ページにいきます。

こちらは最後の第3工区の整備箇所となります。こちらについては既存の緑地もなく、自転車歩行者道の幅員が4m未満となります。先ほど御説明したとおり、歩道の幅員確保を優先し、歩行者と自転車の幅員を設定しております。この箇所を含めた第3工区の区間につきましては、道路安全課予算により現道の部分も同時に現在の通過交通量に見合った舗装改良工事を予定しております。

資料の説明については以上となります。よろしくお願いたします。

○齊藤克己議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

赤松議員。

○赤松祐造議員 私は地元で、そこを1日に何回も通る人間なんですけれども、議会でもお願いして、考慮していただけるということで、街路樹をできる限り切るのを、伐採を減らす。非常に危険なものを切ることはやむを得ないと思います。その後植える樹木をよく選んで植えてほしいと思います。要するに、検討されると思いますけれども、低木でサツキなんか植えたら、非常に根が浅いので、水かける人もいないわけですから、擁壁に植えているのを見れば分かるように、ほとんど手入れしないから夏枯れてしまうんですね。この際ですから、手入れしなくてもいいような樹木を選んで、ね、そして、環境にも、防音林にもなるわけですから、そこを考えていただきたいと思います。例えば、マルバシャリンバイであれば、ゆっくりしか成長しないですからね。高木にならない常緑樹がありますから、そういうものも考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○齊藤克己議長 加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 今いただいた御意見も踏まえ、また、住民説明会等で騒音についての御意見等も多くいただいておりますので、そういう部分で騒音が軽減されるような技術とかも考慮しながら、また、維持管理の部分で大きく財政負担が伴わないようなものも含めて、いろいろと検討してまいりたいと考えております。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 5ページに計画があるんですけれども、先ほど道路安全課とも検討して接する道路の改良、改善もというような意図の話がありましたけれども、5ページの右下のほうに赤池通り、これは地蔵橋の一番危険なところなんですけれども、赤池通りからこの遊歩道に出る道、ここはとても危険なところなんです。

それで、1つお願いなんですけれども、ここに書いてないのですが、ここは地蔵橋と言って、下に川が流れているわけです。その川が流れているのも分からないんですよ、遮音板がね。その遮音板の配慮があるし、その越戸川の遊歩道が市の遮音板で上がれなくなっているわけです。そういうものも遊歩道を歩道としてこちらにつなげれば、赤池通りから人が来なくても3分の1ぐらいそこを歩いて、安全な歩道に出られるわけです。そういうのも提案したいと思いますので、関係部署と協議していただきたいと思います。かなり安全が確保されますのでね。

○齊藤克己議長 要望でよろしいですか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 はい、要望です。

○齊藤克己議長 続きまして、富澤啓二議員、お願いします。

○富澤啓二議員 1期区間の工事がスタートしますが、この工事期間中、外環側道の交通に対する影響をお聞きしたいと思います。

○齊藤克己議長 加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 整備工事、撤去工事ともに、通過交通に影響がないように工事業者が決まりましたらば、調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○齊藤克己議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 8ページのところの図面なんですけれども、遮音壁がこの箇所については住宅があるということで設置されるんだと思うんですけれども、樹木の隣に見えるこの遮音壁は、高さは大体どれぐらいのものでしょうか。

○齊藤克己議長 加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 まず、遮音壁の考え方につきましては、先ほど2ページでも環境対策施設について既存の機能を確保しますという考えでありますので、今、設置してあるものを移設するという考えでございます。恐らく今のが大体1.5mぐらいの高さのものが多いのかと思っております。ただ、場所によって高さは異なってくるのかと思っております。あくまでも既存のものを活用して移設という考えでございます。

○齊藤克己議長 鳥飼雅司議員。

○鳥飼雅司議員 この1期工期のスケジュールのところ、その撤去工事が5月の末日からもう始まってくると思うんです。そういった中で、樹木のところをまずやっていく。その後に道路のほうのところを進めていくという話なんですけれども、樹木を撤去するに当たって、やはりトラックとかに積んだりすると思うんですけれども、工事には、交通指導員等の安全対策を十分に期されると思います。朝そこのところを犬の散歩で通るんですけれども、本当に会社に行く人たちが多いですよね。もう朝5時とか6時から歩いていくんですけれども、そこら辺どういった対応を取るのか。歩行者等には被害が来ないのか、それとも車道のほうだと、渋滞にならないのか。そこら辺の配慮って、どのようになっているのか、確認したいんですけれども。

○齊藤克己議長 田中公共交通政策室長補佐。

○田中公共交通政策室長補佐 工事につきましては、施工業者と綿密な調整を行うのですが、基本的には既存の車道の部分の通行を妨げないような形で、今現在の植樹帯のところのスペースを利用した形で、さらに歩行者は通行を確保しながら安全に配慮して行っていくように考えております。

○齊藤克己議長 皆さん、時間のほうが、お昼を前にしておりますけれども、お昼をまたいだという感じでよろしいんですか。その点ちょっと配慮しながらやっていきたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

〔「延びてもいい」ほか発言する人多数あり〕

質問のほうも配慮した上でということでやっていただければと思います。

大島副市長。

○大島副市長 ちょっと今のに補足します。基本的には工事時間は朝早いうちからやるわけではなくて、大体その通勤時間帯が過ぎた頃から工事は、どの工事でも行っております。大体9時ですとか、終わるのは5時ぐらいにする。基本的に今、建設業のほうは、土日はもう休みにしなさいという国土交通省からの指示が来ていますので、土日は工事は基本的にはやりません。

ただ、工程の問題だとか天候の問題でやむを得ない場合はやる場合がありますけれども、基本的にはそういう形のローテーションでやっている。おかげさまで、この側道部分の歩道部分が非常に広うございます。4 m以上確保されていますので、そういうところで作業ヤードといいますか、作業スペースが取れますので、あと、その植樹帯を切ったところを作業ヤードとして進んでいくような形であれば、車道の交通ですとか、歩道の通行者にも影響を極力抑えた形で作業ができるものと考えております。

○齊藤克己議長 鳥飼雅司議員。

○鳥飼雅司議員 分かりました。

それで、今、いろいろなところで工事が始まって、ガス工事とかやるときには近隣住民に説明に来たり、本当に土日やってなかったりするんですね。そこら辺の説明がちゃんとされているんです。

今回のこの工事は幅広いところをやるので、近くに立て看板じゃないけれども、今、工事をやっていますよという周知というのは最低でもしてほしい。その時間帯に合わせないと配慮はされているんですけども、周知はちゃんとしてほしいなということは要望しておきたいと思えます。

○齊藤克己議長 大島副市長。

○大島副市長 要望しなくても、それは建設業法でやらなくちゃならないということで、どういう事業者が、どういう内容のものを、どの時間帯にやって、どういう人がその工事監督員になっているか、連絡先まで全て看板で設置するのが義務づけられていますので、その辺は十分に配慮されるものと考えております。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 実際に、そこの地域に住んでいる住民なので、どういう状況なのかというのが今、全く分からない状況なんです。そういうのがなされていないので、そういったことを配慮してやってほしいということを申し上げているので、ちゃんとやってくれているというのを期待しています。要望です。

○齊藤克己議長 加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 先ほども少し触れさせていただきましたけれども、契約締結後、周辺住民の方に対するきちんとした事前お知らせとか周知期間を含めて、ちゃんと行った上で工事に入る予定としておりますので、よろしく願いいたします。

○齊藤克己議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 倒木のおそれがある高木は伐採しますということですが、倒木のおそれがあるかないかという判断は専門家の方々に依頼して判断しているのでしょうか。

○齊藤克己議長 加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 この樹木の状態につきましては、以前に道路安全課のほうで調査したことがありまして、非常に樹勢が弱っているということでの結果が出ております。

○齊藤克己議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 専門家の判断はないということなんだと思うんですが、これは全部伐採ということになるのか、あと何本伐採予定なのかをお願いします。

○齊藤克己議長 加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 高木につきましては全て伐採する予定であります。

〔「本数」という声あり〕

本数は約160本になります。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 さっき伊藤議員から、遮音板のことのお話がありまして、原状復帰といいますが、第1区工事のところは下り坂なんですよね。ほとんどアクセル踏まなくて、音が出ないんですよ。それをもう一回住民に話して、上り坂で音の出るところにしっかりちょっといいやつをやる。それで下り坂のところには、今度新しい家が建っているんです、ちょっと離れた形でね。そこから車の出入りがあるんですけども、非常に出られないんですよ、遮音板が目隠しになってね。だから、そういうところは透明にするか。本当はもう、みんなに話して遮音板を取っちゃうか。アクセル踏まなくても下り坂ですから、そういうのも住民の人と話し合っ、つけるならつける、つけなければつけない。私は下り坂は要らないと思うんですよ。

〔何事か言う人あり〕

運転していれば分かる。音がもう全然違うから、反対側のほうは走ってずっと行くということ。要望です。

○齊藤克己議長 要望ですね。

赤松議員。

○赤松祐造議員 提案要望です。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 今日、全員協議会のほうで議会のほうに説明ということなんですけれども、この外環道路、市道等を利用している人たちや地域住民等へのお知らせというのは、こういうのを配布してお知らせするとか、そういう周知の確認ですけども。

○齊藤克己議長 加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 先ほども申しました周辺にお住まいの方たちに対する工事の説明と、か行の予定としております。あとは看板で、先ほどもお話に出ましたけれども、現地に掲げますので、それを見ていただいて、当然市役所にお問合せいただければ、丁寧な御説明はしてまいります。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 説明会を持つということですが、具体的に今、決まっていますか。

○齊藤克己議長 加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 今、考えているのは、この工事を行うことに対するその近隣住民の

方に対するきちんとした説明が必要かと思っておりますので、そういう部分での機会をつくりたいと考えております。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 この工事に関しては、さきの議会で大きな議論があつて、最終的に可否同数という形にはなりましたが、そのときにやはり一番重視していただくこととしましては、やはり市民に対しての説明が足りていないということ。それから、その工事が始まってしまつてから、そんなことないとは思のですが、仮に間違っていたとなつたときには、もう取り返しがつかないので、工事の前にしっかりと住民説明会、市民説明会をする必要があるという話を重ね重ね言ってきました。今回この議決を経て、工事が始まるというこのスケジュールを見たときに、工事が始まる前に、その工事の周辺の住民に説明するのは当たり前なんですけれども、そもそもこの事業自体が市民にとってどういう意味があるのかということが、いまだ周知が足りていないという指摘をさせていただいているので、その意味でも、工事を始める前に、もう一度この内容をしっかりと市民説明会をしてほしいということは、これは非公式な場でも申入れをさせていただいているところです。この点について市長は何て言っているんでしょうか。

○齊藤克己議長 加山公共交通政策室長。

○加山公共交通政策室長 今現時点で、まだ市長と具体的にどうしていくかという結論というか方向性については出してはおりません。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 ちょっとそれも驚きなんですけれども、工事やる前にちゃんとその話をしてくださいという話は、もう再三しているんですね。その工事をするのが駄目だと言っているのではなくて、その前にしっかりと説明をしてほしいという話をしているものなのに、そういう話が出ているにもかかわらず、それを市長が今、知らない状態になっているというのはいかななものかと思うんですけれども。

○齊藤克己議長 大島副市長。

○大島副市長 知らないということではなくて、市民の方からも同様な話をいただいておりますので、どういう形でやることができるのかなど。ただ、1つは、民主主義の中で議会で議決をされているということの重要性、それと、市民の方に、より深く理解していただくための説明会、それをどういう位置づけでやっていくかということで今、市長のほうで検討しておりますので、何らかの対応はさせていただくという形で考えております。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結いたします。

休憩します。（午後 0時01分 休憩）

再開します。（午後 0時02分 再開）

私のほうから1点なんですけれども、今年度の常任委員会の行政視察実施について可否をお諮りしたいと思います。これは前回の議会運営委員会でしたか、一応お話はさせていただいてありますが、できれば実施したいと思っているところですが、反対の会派というのはございませんでしょうか。

最終の可否は議会運営委員会の折で構いません。一応各会派の御意見を、もし何か反対とかあればいただきたいと思ひましてお諮りした次第でございます。

それでは、ちょっと御検討いただいて、最終の可否は、次回の6月7日の議会運営委員会で決定させていただきたいと思ひますので、調整のほどをよろしくお願いいたします。

では、事務局のほうからお願いします。

遠藤議事課長。

○遠藤議事課長 候補地については、例年、委員会の最終日に皆さんのほうで決めて、ある程度絞り込んでいただくという作業をしていただいているんですけれども、今時点で皆さんのほうにメールのほうをお送りしますので、皆さんのほうで御希望の候補地であるとか日程であるとか、そういった部分をメールで回答をいたしたければ、委員会のときに資料としてお出しして、検討するような流れを考えておりますので、よろしく申し上げます。

○齊藤克己議長 まずは、次回の議会運営委員会のとき、可否を決定したいと思いますので、よろしく申し上げます。

菅原議員。

○菅原満議員 議会運営委員会ということなんですけど、常任委員会の視察の関係なので、常任委員会の正副委員長の考え方というものの聴取を丁寧にやっておいていただきたいと思ひます。過去、視察の関係で、議会運営委員会で視察を取りやめることがあって、ちょっとその後いろいろ課題が出てきたので、常任委員会の正副委員長の意見も確認をお願いします。

○齊藤克己議長 分かりました。

それでは、両委員長の意見もお聞きした上で、皆さんの判断を仰ぎたいと思ひますので、よろしく申し上げます。

以上で本日の協議事項は終了いたしました。

記録については正副議長に一任願いたいと思ひます。

以上で全員協議会を閉会いたします。

午後 0時04分 閉会

議 長 齊 藤 克 己

副 議 長 安 保 友 博